

なおも生活困窮の状況が続いている皆さまへ

— 自立相談支援機関へのご相談と再貸付のご案内 —

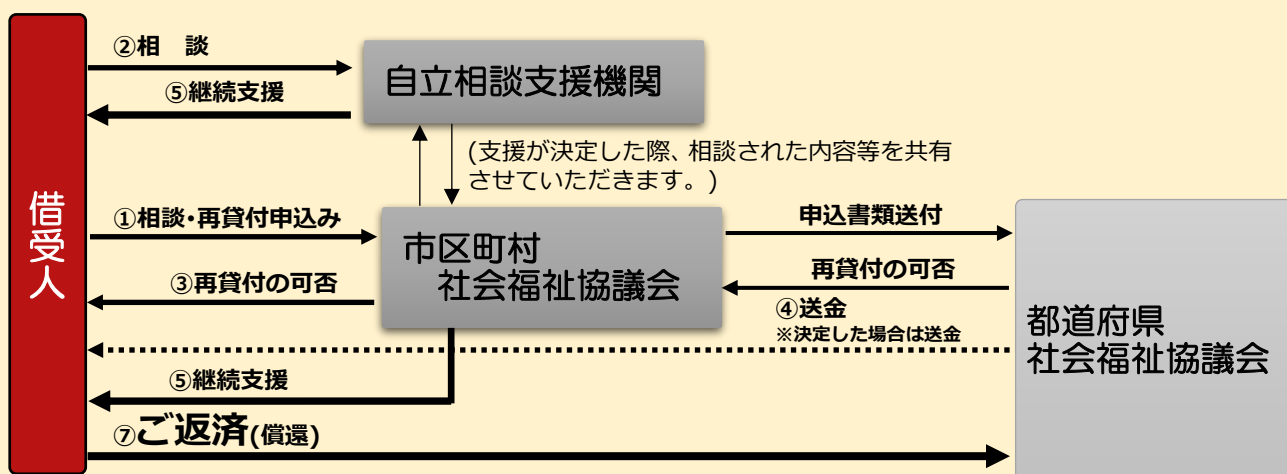
緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が終了し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、最大3か月間の再貸付をご利用できる場合があります。

再貸付の対象となる方

再貸付の対象となる方は、令和3年3月末までに緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した方で、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、再貸付申請以前に生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受けた世帯です。

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の再貸付に関する手続きの流れです。まずは、初回申請を行った市区町村社会福祉協議会にご相談ください。



生活困窮者自立相談支援機関とは？

- ・住宅、仕事、生活などの相談窓口です。
- ・自治体が直営又は委託（社会福祉法人、NPO等）により運営しています。
- ・全国905の福祉事務所設置自治体で1,336箇所設置されています。

総合支援資金の再貸付に関する Q&A

Q. 自立相談支援機関はどこにありますか？

- A. お住まいの市や区等に 있습니다。
お住まいの地域の窓口はこちらでご確認できます。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

Q. 自立相談支援機関に支援を申し込むには何か必要ですか？

- A. 相談支援の申込票と状況確認シートの記載が必要となりますが、そのほかに、特段ご用意いただくかなければならない書類はありません。

Q. 自立相談支援機関の支援決定は誰でも受けられますか？

- A. 自立相談支援機関へのご相談はどなたでも可能です。
自立相談支援機関では、生活状況や収入状況の改善の見込み等のお話を聞かせていただき、支援が必要と判断される場合に、支援の決定を行います。生活状況等によっては、生活保護制度等、他の制度をご案内させていただくことがあります。

Q. 再貸付は何回できますか？また何か月まで延長ができますか？

- A. 1回(3か月以内)までです。

Q. 特例貸付の再貸付の申込みはいつまで出来ますか？

- A. 令和3年3月末までとなります。

◆ 新潟県内 市町村社会福祉協議会

社協名	電話番号	社協名	電話番号
新潟市社会福祉協議会		燕市社会福祉協議会	0256-78-7080
北区	025-386-2778	糸魚川市社会福祉協議会	025-552-7700
東区	025-272-7721	妙高市社会福祉協議会	0255-72-7660
中央区	025-210-8720	五泉市社会福祉協議会	0250-41-1000
江南区	025-250-7743	佐渡市社会福祉協議会	0259-81-1155
秋葉区	0250-24-8376	阿賀野市社会福祉協議会	0250-67-9203
南区	025-373-3223	魚沼市社会福祉協議会	025-792-8181
西区	025-211-1630	南魚沼市社会福祉協議会	025-773-6911
西蒲区	0256-73-3356	胎内市社会福祉協議会	0254-44-8682
長岡市社会福祉協議会	0258-33-6000	聖籠町社会福祉協議会	0254-28-7110
上越市社会福祉協議会	025-526-1515	弥彦村社会福祉協議会	0256-94-4551
三条市社会福祉協議会	0256-33-8511	田上町社会福祉協議会	0256-57-5877
柏崎市社会福祉協議会	0257-22-1411	阿賀町社会福祉協議会	0254-92-3088
新発田市社会福祉協議会	0254-23-1000	出雲崎町社会福祉協議会	0258-41-7133
小千谷市社会福祉協議会	0258-83-2340	湯沢町社会福祉協議会	025-784-4111
加茂市社会福祉協議会	0256-52-6667	津南町社会福祉協議会	025-765-3774
十日町市社会福祉協議会	025-757-3565	刈羽村社会福祉協議会	0257-45-2026
見附市社会福祉協議会	0258-61-1352	関川村社会福祉協議会	0254-64-0111
村上市社会福祉協議会	0254-62-7756	粟島浦村社会福祉協議会	0254-55-2111

実施主体：社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 生活支援課

連絡先：〒950-8575 新潟市中央区上所 2-2-2 電話：025-281-5522